

社会福祉法人富士見市社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規則

〔平成7年7月13日
規則第8号〕

改正 平成11年 4月 1日 平成19年 4月 1日
平成23年 4月 1日 平成26年 4月 1日
平成26年12月 1日 平成28年 4月 1日
平成29年 4月 1日 平成29年 5月 1日
平成31年 4月 1日

(目的)

第1条 この規則は、定款第9条および第23条の規定に基づき、社会福祉法人富士見市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、役員等とは次に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事
- (3) 理事
- (4) 監事
- (5) 評議員

(役員等の勤務形態)

第3条 役員等の勤務形態は、常勤と非常勤とする。

- (1) 常勤役員とは、法人及び施設の運営のために週30時間以上勤務する者をいう。
- (2) 非常勤役員は、前号以外の者をいう。

(報酬の支給)

第4条 役員等の報酬は、下表により支払うことができる。

名 称	報 酬 (月額)
常勤役員	上限250,000円とし、評議員会で決定する当月分を 当月末に銀行振込により支払う
非常勤役員	無報酬

- 2 理事長が非常勤役員である場合、法人及び施設の運営のための業務に就いた日は、1日につき20,000円支払うこととする。
- 3 理事長以外の非常勤役員であって、理事会、評議員会及び監事監査会や入札立会人等の法人・施設運営のための業務にあたった場合、その都度1回につき9,000円支払うこととする。ただし、法人の職員である役員等については、支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員等が業務のため出張したときは、旅費として費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は実費とし、社会福祉法人富士見市社会福祉事業団職員旅費規則(平成7年規則第9号)に定めるところによる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、評議員会で決定する。

附 則

この規則は、平成7年7月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。